

地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会運営要綱新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例（平成25年秋田市条例第44号）第8条の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 （略）</p> <p>（事務局の設置）</p> <p>第5条 委員会における<u>事務</u>の手続、記録保存その他<u>必要な事務</u>を処理するため、委員会事務局を福祉保健部福祉総務課に設置する。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則 この要綱は、委員会の決定の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、委員会の決定の日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例（平成25年6月27日条例第44号）第8条の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第4条 （略）</p> <p>（事務局の設置）</p> <p>第5条 委員会における<u>評価</u>の手続、記録保存その他<u>評価</u>に関し必要な<u>事務</u>を処理するため、委員会事務局を福祉保健部福祉総務課に設置する。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この要綱に定めるもののほか、<u>委員会</u>に運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附 則 この要綱は、委員会の決定の日から施行する。</p>